

質 疑 応 答 書

旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル実施要領に基づく質疑に対して、次のとおり回答します。

更新日 令和5年6月28日

業務名	旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務	
	質 疑 事 項	回 答 事 項
<p>実施要領 P8 第 7 質疑応答等(イ)企画提案書に関する事項 →記載の期日内であれば、質問は複数回上げることが可能でしょうか。また回答のタイミングはいつになりますでしょうか。</p>		<p>可能です。回答については、質問のあった日の翌開庁日を目安に、本市ホームページに公表することで、回答に代えさせていただく予定です。</p>
<p>実施要領 P4 第 5 参加表明手続(1)提出書類 →ア 参加表明書及びイ グループ構成表に、各社代表者の印は必要でしょうか。</p>		<p>不要です。</p>
<p>実施要領 P12 第 10 契約に関する基本事項 4 契約書作成の要否 →契約時の「契約書(案)」を入札前にいただくことは可能でしょうか。</p>		<p>契約内容は受託候補者との協議により決定するため、入札前に提示することはできません。</p>
<p>実施要領 P12 第 10 契約に関する基本事項 5 支払条件 →「年1回の均等払いとする」とございますが、契約期間のスケジュールを参考にしますと、毎年年度初め(4月)に1年分をお支払いいただく、との認識ですが、よろしいでしょうか。4月以外に支払う場合は、ありますでしょうか。</p>		<p>原則としましては、毎年度、1年間の業務が完了した後、1年分の金額を委託料として支払うこととしております。ただし、支払い方法は協議により決定いたしますので、2回に分けて支払うなど、分割することも可能です。</p>

<p>実施要領 P14 表：予想されるリスクと責任分担 共有事項「保険」</p> <p>→「維持管理期間のリスク保証をする保険」との記載がございますが、維持管理期間の何のリスクを目的とするリスク整理になりますでしょうか。具体的例などがございましたら、参考までにご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>現時点でこちらで想定している具体的事例はございません。事業者様の過去の実績に基づき、必要と判断した場合については、事業者様の負担により保険等に加入することができるという趣旨であり、加入を義務づけるものではございません。</p>
<p>業務要求水準書 3.業務範囲 (6) 契約終了後の ESCO 設備所有権の譲渡</p> <p>→「契約終了時に本市へ所有権を譲渡すること」とございますが、契約期間中の固定資産税は非課税との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>